

ネオ・リアリズムのなかのカナダ  
——カナダ政治文化の「変容」と「不変」——

竹中 豊\*

A Neo-Realistic Look at Canada  
——Changes and the Unchangeable  
in Canadian Political Culture——

Yutaka Takenaka

SUMMARY IN ENGLISH: This paper examines major changes in the political dimensions of Canada in recent years. Canada is now undergoing challenges to the fundamentals of her nationhood. My argument can be summarized in three developments: the creation of the Meech Lake Constitutional Accord, the popularity of the New Democratic Party, and the Canada-U. S. Free Trade Agreement. The Meech Lake Accord not only brought Quebec into the constitutional family of Canada, but also institutionalized new federal-provincial relations. The most important aspect of the Accord, symbolically, is its recognition of Quebec as a “distinct society”, but there are aspects of the Accord that are serious enough to balkanize Canada’s political entity. The New Democratic Party temporarily showed an unprecedented high popularity in the opinion polls. Although the NDP has recently fallen to a more realistic level, we can hardly ignore the meaning of the challenge to the traditional political parties that it presented. The Free Trade Agreement increased the importance of the Canada-U. S. continental relationship. This agreement gave Canada a stronger presence on the North American Continent. But Canadians are less clear about the potential effects of the

---

\* Lecturer, Canadian Studies, Canadian History, Tsudajuku University, Tokyo

agreement on its cultural and political identity. The essential characteristics of Canada, however, remain the same. The three axes of the Canadian historical framework, the relations between the English and the French, those between Ottawa and the provinces, and indeed the relations between Canada and the U. S., have not changed. This paper therefore concludes with a brief exploration of both the dynamic changes in contemporary Canada and the unchangeable axes as historical realities.

## はじめに

カナダはどこへ行こうとしているのだろうか。この国は今、明らかにある種の「変容」期にさしかかっている。とりわけマルルーニー施政一期目の後半以降、それは従来のカナダ史に見られない現象を顕在化させている。歴史のパースペクティブで見た場合、この1980年代後半の動向は、恐らくは後世の歴史家にとっても、興味ある事象と映るだろう。

そこで本稿の主要問題意識は、次の点におかれる。第一に、現代カナダ政治における「変容」とは何か、また、それが単に表層的なものか、それとももっと国としての基層的体質にかかわる現象なのか、という点である。

第二は、ネオ・リアリズムについてのとらえ方である。カナダ史の底流には高邁な理想主義精神の希薄さがひそむ。裏返せば、その歴史展開の特徴は、極端の回避、異質なものに対する妥協的対応の軌跡であり、実利性にもとづくリアリズム精神の実践でもあった。政治的ロマンティシズムは、カナダ史に馴じまない。存在するのは常にリアリズムであった。

だがこうしたリアリズムに裏付けられた既存のカナダのなかに、さらに新たな変容現象が生じ、かつ、それが集約的に際立った特徴を帯びているとすれば、それをカナダ版「ネオ・リアリズム」と呼んでよいだろう。

そして第三は、逆説的だが「変容」に対するアンチ・テーゼの考え方である。現代カナダを「変容」の尺度でのみとらえ、それだけを誇張するのは、確かに正しくない。なぜならば、カナダにも変わることのない歴史的機軸が内在するであろうからだ。ではそれは一体何か。

こうした問題意識を主体としつつ、以下、現代のカナダ政治文化を探ってみたい。

## I. 現代カナダ政治にみる「変容」の側面

現代カナダ政治における「変容」現象は、次の三側面に認められる。第一は、1987年に合意をみたいいわゆる「ミーチ湖憲法協定」である。それは連邦制度のあり方とともに、カナダの国家的体質規定にかかわる内容を含む。第二は、連邦レベルにおける第三政党・新民主党的の台頭である。少なくとも一時的にはそれは、カナダの伝統的の二大政党に対する挑戦、という様相も呈した。そして第三は、1988年1月2日に加・米両首脳間で署名された「加・米自由貿易協定」である。それは条件付きとはいえ、北米大陸の自由経済圏の幕開けを意味する。

これらをカナダにおけるネオ・リアリズム現象にとらえ、各側面の特徴をさらに眺めてゆくこととしたい。

### A. 国家的新規範：「ミーチ湖憲法協定」

「ミーチ湖憲法協定」は1987年6月3日、オタワでの連邦・州首相会議において合意をみた。正確にはこれは次の三部から成る。すなわち、(1)「1987年憲法協定」、(2)「カナダ憲法修正承認決議のための動議」、そして(3)「1987年修正憲法」、である。これらを一般的には「ミーチ湖憲法協定」と総称される。それは、憲法問題に関する連邦・州首相会議が1987年4月30日にオタワ効外のケベック州ミーチ湖畔で開かれ、そこで合意をみた修正憲法の骨子が、「ミーチ湖コミュニケ」として発表されたことによる。

前記三部作のなかで中心となるのは、三番目の「1987年修正憲法」である。それは17条より成るが、形のうえでは「1867年-1982年憲法」に関する修正憲法の意味を持つ。

では「ミーチ湖憲法協定」(以下、「憲法協定」と略)をめぐる意義とは何か。まず第一は、「1982年憲法」に不参加であったケベック州が、同憲法体制に加わったことにある。ケベックは、地理的にはカナダ最大州、人口的に全カナダの約四分の一を有するのみならず、歴史的・政治的・文化的にも、連邦国家カナダに占める比重はきわめて大きい。このケベック州の「1982年憲法」体制への参加は、マルルーニ一政権の手腕によるところ大であった。

だがそれを可能にした政治的舞臺装置は、客観的にはそろっていた。連邦政府では自由党のトルドーが去り、続く総選挙でターナーが惨敗し、1984年9月、新たにケベック州出身の進歩保守党 B. マルルーニーが首相に就いた。そして彼はケベック州の憲法参加問題を内政上の優先事項としていたのである。ケベック州でも舞臺は変わる。トルドーの長年の政敵レベックが引退し、州政権も1985年12月にケベック党からケベック自由党の連邦主義者 R. ブーラッサ首相に移った。連邦・州ともに、主役は交替していたのである。

一方、ケベックは憲法参加の条件として、ラバール大学の憲法学者 G. レミヤールの意見に代表される5条件を示していた。これは同年5月、ケベック自由党大会での政策綱領としても採択される。その5条件とは：(1)ケベック社会の特異性の容認、(2)最高裁判所裁判官任命規定に関するケベックの権限拡大、(3)移民政策に関するケベックの権限拡大、(4)憲法改正手続きについての修正要求、(5)連邦政府の財政支出についての州の権限拡大、であった。そして最終的に「憲法協定」は、この条件をほぼ受け入れ、「ケベックのかかげる憲法上の5提案と整合性をもつところにその基礎を置く」、<sup>2</sup>と明記されるに至る。

第二の意義は、ケベックを法的に「ディステインクト・ソサイエティ特異な社会」と定義したことにある。「1987年修正憲法」の第二条は、カナダ憲法の解釈として次のようにのべる。

「カナダ憲法は下記の認識と合致するものと解釈される。

- (a) カナダ中に在住するがケベック内に集中している仏語系のカナダ人の存在、およびケベック内に在住するがケベック以外の地に集中している英語系カナダ人の存在は、カナダの基幹的性質を有すること。
- (b) ケベック州はカナダにおいて特異な社会（傍点筆者）を構成していること。」

とりわけ、「特異な社会」については、元来、それが法概念に馴じまないこともあり、最大論議の一つとなる。<sup>3</sup>ただこの「特異な社会」を含め、ケベックのかねてからの主張、すなわち「他州と異なるケベック」としての「特別の地位」が、憲政的に容認された意味は大きい。つまり「憲法協定」によりケベックの要求は大幅に受容されたわけで、その結果、連邦とケベックとのかつての緊張関係は、ここで一挙に氷解してゆく。

そして他を第三としてまとめると次のようになる。

(1) 上院議員任命に関する新規定：

従来、連邦首相がその任命を行ない、手続き上は州政府側の意向が直接反映されないうでいた。しかし「憲法協定」により、上院議員の候補者リストをまず州側が提出し、それにもとづいて連邦側が同議員を任命するとされたこと。

(2) 移民政策に関する州政府側の権利拡大：

とくにケベック州はカナダへの年間移民受け入れ人数のうち、5%以上の獲得が保証されたこと。

(3) カナダ最高裁判所裁判官任命に関する新規定：

原理的には上院の場合と同じく、州側の提出した候補者リストにもとづき、連邦側が任命するとされたこと。同時に、同裁判官9名のうち少なくとも3名は、ケベック州政府の提出名簿の中から任命するとされたこと。

(4) 州に対する連邦政府の財政支出権限に関する新規定：

連邦政府は、「国家目的に合致する計画」を推進する州に対し、「合理的」財政補償を成すとされたこと。

(5) 憲法改正手続きに関する新規定：

改正手続き原理は従来と同じだが、すべての州議会の承認決議を必要とする旨、改正対象事項が拡大されたこと。

要するに、今回の「憲法協定」<sup>4</sup>のエッセンスには、連邦側における国家的主体性の弱体化、逆に州側の意向の大幅な強化が読みとれるのである。「中心もなく、統一もなく……」というカナダ史に潜在する分権的国家体質が、ここに至って一挙に噴出したとも言える。かつてトルドー時代に顕著であった「中央集権的」連邦主義は、この「憲法協定」により、大きな「変容」を示しはじめた。

## B. 三大政党制の登場？：新民主党

北アメリカに第三政党は育たない、というのは旧神話である。カナダではたとえば保守党・自由党に加え、1920年代に全国進歩党が連邦議会に議席を有し、その後、第二次大戦前の経済大恐慌期を境に、協同連邦党（CCF）および社会信用党の登場をみた。この第三、第四政党は、大戦後も保守・自由の二大政党の影にかくれながらも、ともか

表 1. カナダ総選挙結果 (1962年—1984年)

選挙年	NDP		自由党		進歩保守党		社会信用党		他	
	議席	得票率%	議席	得票率%	議席	得票率%	議席	得票率%	議席	得票率%
1962	19	14	100	37	116	37	30	12		
1963	17	13	129	42	95	33	24	12		
1965	21	18	131	40	97	32	5	4	11	6
1968	21	17	155	45	72	31	0	1	14	6
1972	31	18	109	38	107	35	15	8	1	1
1974	16	15	141	43	95	35	11	5	1	1
1979	26	18	114	40	136	36	6	5	0	2
1980	32	20	146	44	103	33	0	1	0	2
1984	30	19	40	28	211	50	0		1	

Thorburn, H.G.(ed.), *Party Politics in Canada* (Scarborough: Prentice-Hall, 1985), p. 349.

く存続してきた。もっとも、社会信用党は1980年の総選挙以来議席を失い、今や連邦レベルから姿を消している。<sup>5</sup>

CCFは、戦後の退潮気味にあった党勢挽回を意図し、1961年に党名も新民主党(NDP)と改め、名実ともに刷新を図った。<sup>6</sup>そして1965年の総選挙以降、NDPはほぼ第三政党としての足場を固めてきた。このNDPを中心に、1960年代以降のカナダ連邦総選挙における各党の議席数と得票率を示したのが、表1である(注・カナダは小選挙区制のため、得票率が必ずしも議席数に直結しない)。

これによると、NDPの得票率の推移は、1980年の20%を除き、ほぼ10%台後半にとどまっていた。つまり、NDPと二大政党との優劣は、常に明確であった。ところがマルルーニー政権誕生後、「異変」が生じる。すなわちNDP支持層の上昇ぶりが顕著となるのである。表2は、二つの代表的世論調査にその推移をみたものである。

これによるとNDPは1987年後半に保守・自由両党を抜き、支持率一位に浮上してくる。<sup>7</sup>こうした現象はCCF/NDPの結成以来かつて例を見ない。そこで1987年半ば頃からカナダ言論界の一部では、伝統

表 2. 連邦政党支持率

## (1) グローブ・エンビロニクス社(%)

時 政党	1984年 11月	1985年 6月	1985年 11月	1986年 6月	1986年 10月	1987年 6月	1987年 10月	1988年 9月
NDP	20	22	22	24	29	37	38	25
進歩保守党	57	47	38.5	36	33	26	24	37
自由党	22	30	38.5	39	37	36	35	33

*The Globe and Mail*, Dec. 29, 1987. / *The Globe and Mail*, Sept. 10, 1988.

## (2) ギャラップ社(%)

時 政党	1986年 7月	1987年 1月	1987年 7月	1988年 1月	1988年 7月
NDP	21	30	41	31	27
進歩保守党	36	28	23	30	35
自由党	41	41	35	36	37

*Maclean's*, Aug, 15, 1988.

的二十大政党制の崩壊を口にし、と同時に NDP 時代の到来さえ予測する論調も出はじめた。<sup>8</sup>

しかしいざ 1988 年の総選挙が近づくと、現実にはカナダ人の政党志向は、従来の二十大政党へと収斂傾向を示しはじめた。とはいうものの、最近の NDP の支持率はその歴史からみれば限り、必ずしも低い部類に属するとはいえない。このことは、NDP における何らかの「変容」の兆しが、ゆるやかなながらも生じているのではないかと、とも言える。ここではそれを二種の側面に絞り眺めてみたい。

第一は政策理念の側面。NDP の前身は、大不況期の 1932 年にアルバータ州カルガリーで結成された CCF であり、それは農本主義に起源をもつ社会主義政党の誕生を意味した。<sup>9</sup> CCF はカナダではイデオロギー性の濃い政党に属したが、その後、徐々に政策的軌道修正を図り、前述のように 1961 年には装い新たに NDP として再出発する。そしてこの NDP は今日、「社会主義」政党というよりも、むしろ「社会民主主義」の側面を強調し、<sup>10</sup> さらに政治思想的にもいわば「雑多集

表 3. NDP：代議員の思想的分類(%)

思想 \ 年	1983年	1979年	1971年
社会民主主義者	44.6	52.9	40.6
社会主義者	29.6	38.9	45.7
改革主義者	4.3	2.4	3.4
社会福音主義者	3.5	—	—
マルクス主義者	3.0	—	—
自由主義者	1.5	0.6	0.9
エコロジスト	1.3	—	—
ポピュリスト	1.0	—	—
進歩主義者	—	0.6	0.8
他	11.2	4.6	7.1
無回答	—	—	1.5

Whitehorn, A., "The New Democratic Party in Convention," Perlin, G. (ed.), *Party Democracy in Canada*, (Scarborough: Prentice-Hall, 1988), p. 279.

団”の観が強い。<sup>11</sup> 表 3 は、党大会における NDP 代議員の思想的多様性を示したものである。

また NDP は、二大政党と比べると、政策的にはより純粋な平和主義志向、かつ、ナショナリスティックな傾向をより強く帯びている。そして社会保障の重視、民間企業への政府介入奨励、最近年では環境保全問題、女性や先住民族の権利擁護等を重要政策目標ともする。<sup>12</sup> さらに同党は、ケベック州の「1982 年憲法」体制への参加承認を強調する点でいち早く「ミーチ湖憲法協定」支持の立場をとった。半面、加・米自由貿易に反対、NATO からカナダ軍の段階的撤退等を主張する一面を有する。このため NDP 支持率の上昇につれ、とくに対 NATO 策をはじめとして、非現実的政策の弱点が露呈してきた点もある。<sup>13</sup> 1987 年秋以降、NDP 支持率が下降線をたどる遠因の一つも、その辺にあらう。



表 4. カナダ総選挙における CCF/  
NDP の州別得票率 (%)

州	年	1945年- 1984年 の平均
	1984年	
ニューファンドランド	6	8.7
プリンス・エドワード島	6.5	4.7
ノバ・スコシア	15	11
ニュー・ブランズウィック	14	8.5
ケベック	9	7.2
オンタリオ	21	17.4
マニトバ	27	25.2
サスカチュワン	28	33.8
アルバータ	14	9.5
ブリティッシュ・コロンビア	35	30
(平均)	17.6	15.1

Thorburn, H. G., *Party Politics in Canada* (op. cit.), pp. 338-347. から筆者作成。

NDP は、そのナショナリズム色の濃い政治理念と対米関係との調整、また、ナイーブすぎると思えるその平和理念と国際政治の現実との調整、など難題を残している。時系列的には、CCF 誕生時の「リジヤイナ宣言」(1933 年)における「資本主義の根絶」という理念から、より柔軟な社会民主主義政党への脱皮をうたい、新党の登場(1961 年)を見るまで、28 年を要したのだった。この文脈からする限り、新生 NDP 以来 30 年近くを経た今日、この政党はもうひとつの内的変容を迎えていても不思議でない。

第二は支持基盤という側面。表 4 に示したように、NDP は地域的に

表5. ケベック州における連邦政党支持率(%)

調査機関 政党	(a)	(b)	(c)
NDP	32	42	41
自由党	50	38	40
進歩保守党	17	20	18
他	2		

(a) 実施：モントリオール大学計量センター(1987年5月15日-28日)

(b) 実施：ソレコム・ル・ソレイユ社(1987年5月8日-24日) *Le Devoir*, le 26 juin, 1987.

(c) 実施：グローブ・エンピロニックス社(1987年5月25日-6月10日) *The Globe and Mail*, June 20, 1987.

みてオンタリオと西部諸州に強く、逆にケベック州や大西洋沿海諸州では伝統的に弱い。

しかし1987年7月、ニューファンドランド州の補欠選挙でNDPが勝利を得たように、かつて空白であった大西洋沿海州にも、手探りながら足場を築きつつある。さらに注目すべきなのは、政治戦略の重要ターゲットを大票田のケベックに向けている点である。表5はケベックにおけるピーク時のNDP支持動向を、三種の世論調査に見たものである。

いずれも瞬間的には、ケベック史上かつてないほどの高支持率を示している。もちろんそれを100%鵜呑みにするのは慎まねばならない。というのは、元来ケベックにおけるNDPの党組織基盤は弱くルーツもない。また現実の選挙に対する機動力も乏しいからである。ただ短期的とはいえ興味ある現象を示した点には変わりない。その理由は、(1)ケベック党の衰退とともに、その支持層が一時的にNDPに流れたこと、(2)ブロードベント党首自らの精力的キャンペーンが、州民の強い関心を得たこと、(3)とくにモントリオールを中心に、NDPに対する都市住民の期待感が増大したこと、等にある。

いずれにせよ、全体としてNDP支持率上昇の背景は党首の個人的人気の高さという「イメージ性」、および浮動層における感覚的「情緒性」、という二つの短絡的要因によるところ大である。その限りではNDP現象は表層的である。しかしケベック、大西洋沿海諸州への拡大

を含め、最近の NDP はかつての地域政党から全国政党へと脱皮を図りつつあること——この点には留意してよいだろう。問題は、この基盤拡大方向と政治理念の維持・遂行との整合性にあり、NDP は今そのディレンマに直面していると言ってよい。

### C. 北米の経済連合：加・米自由貿易協定

カナダにおける対米自由貿易論は、たとえば 1960 年代から 1980 年代初期までは、口にすることすら政治的タブーの観があった。だが今日、その論議はタブーどころか、とどまるところを知らない。<sup>14</sup> マルルーニー保守党政権の誕生後、紆余曲折の加・米交渉を経て 1988 年 1 月 2 日、加・米両首脳は「加・米自由貿易協定」(以下、FTA と略) 署名にまでこぎつけた。さらに必要手続きを経ると、1989 年 1 月 1 日より FTA は発効する。

この協定は、1986 年度の両国間の貿易額 2 千 3 百億加ドルが示すように、世界最大級の自由貿易圏の誕生を意味する。もちろん規模・内容ともに加・米関係史上、これは画期的なことである。カナダはこれにより、広義の北米大陸主義へと大きく「変容」することになる。

FTA<sup>15</sup>の要点は：(1) 今後 10 年間で関税の撤廃と非関税障壁の大幅な除去、(2) 農業・自動車・エネルギー分野における部門別規定を設けた上で、個別の量的規則の撤廃、差別的価格の廃止、(3) 放送・出版・映画などの文化産業を除き、サービス貿易および投資の大幅な緩和、(4) 拘束力をもつ貿易紛争解決機関の設置、等である。とくに最後の点は、世界に前例を見ないユニークな協定となっている。

では、なぜ 1980 年代後半に至りカナダが対米自由貿易志向へと急傾斜していったのだろうか。その主な理由には四つ考えられる。第一は、対米輸出依存度の増大である。たとえば 1960 年代の対米輸出は 50% 台であったのが漸次上昇し、70 年代から 80 年代初頭には 60% 台後半に至る。さらに 1983 年以降となると、80% 近くにまで増大していった。第二は、政治戦略として、親米路線強化という外交姿勢の変化である。<sup>16</sup> 1984 年の保守党政権の登場以来、マルルーニー首相はトルドー時代に冷えきっていた対米関係の修復を重要課題としていた。そして 1985 年 3 月、ケベックでの加・米首脳会談に代表されるように、両国の関係は質的により親密化してゆく。第三は、保守党の伝統ともいえるいわば「経済的リベラリズム」の実践である。それは民間経済主導型の政策展開であり、景気の好転とも合い重なり、経済の活性化へと

向かった。そして第四は表立った理由としないが、欧州共同体(EC)に対比する意味での北米大陸主義の台頭であろう。というのはFTAは、まぎれもなく北米の地域経済共同体だからである。

一方、歴史的パースペクティブで見ると、カナダが北米の経済連合に傾斜するタイミングには、ある一定の現象が見られる。すなわち、大不況の後、というパターンである。例えば、農業不振に続く1911年の互惠条約、大恐慌後の1935年の互惠条約、そして今回も1980年代初頭の経済危機の後という具合に、そのいずれも「不況後」という共通項をもつ。これはカナダ経済の構造的脆弱性を暗示しているようにし、強大国に隣接する国に備わる現実的対応策でもであろう。ただ今回のFTAは、経済連合の規模と密度において、かつての北米大陸主義志向とは比べものにならないほど大きい。長期的に見れば、それは深いレベルでの質的変換を意味する。

むしろ、この変貌ぶりには国内でも批判がある。例えば、強大国アメリカとの経済統合は、広義の政治統合にも連なりはしないか、カナダの文化的主体性がおびやかされるのではないか、といったものである。<sup>17</sup> 実際これは、歴史的にも心理的にもカナダに根強く潜在しているのである。この批判は、FTAによる経済的功利性よりも、ナショナリズムに裏付けられた文化的主体性を強調する立場といってよい。<sup>18</sup> さらに、FTAにより、実際には恩恵に浴する天然ガスなどの分野と、必ずしもそうでない流通分野などがあり、産業界・国民の反応も様ざまである。<sup>19</sup> それは地域別利害とも微妙にからみあうため、州の意見もまた多様である。<sup>20</sup>

こうした事情はあるものの、それらが決定的FTA阻止パワーとはなりきっていないのも事実である。そしてカナダ政府は、FTA推進をもちこんだ各種レポートを発表してゆく。<sup>21</sup> それらを論拠に、マルルーニー首相は経済の活性化・雇用促進・相殺関税といった保護貿易的制裁からの回避等、FTAのもたらす経済的効果を一層強調する。のちに合意をみた協定文の冒頭部分において、カナダが「世界貿易諸国のなかで、より強国でより自信をもつ国となろう」<sup>22</sup>と明記しているのも、その辺の事情を物語る。

ではFTAは、「第三の選択」<sup>23</sup>を打ち出した1970年代のカナダ外交政策の文脈でとらえると、どうなるか。それは形式的には有名な三つの選択のうち「第二の選択」、すなわち親米政策に該当しよう。しかし今回のFTAは、従来の対米依存の枠組をはるかに越え、名実ともにカナダの新しい国家目標を提示している。したがって、FTAによるカ

ナダの北米大陸主義への「変容」をこう言ってよいだろう。「第四の選択」<sup>24</sup>である、と。

## II. リアリズムとネオ・リアリズムの狭間から

### A. 既存リアリズムのなかの「変容」

カナダの歴史における「変容」現象につき、ここでは鳥瞰図的視点から、大別して次の二種に見てみたい。第一は憲政史的視座。それは、カナダの国家的枠組の変遷における「節目」、という意味をもつ。巨視的見方だがそれは、現象的には、フランス植民地時代からイギリス領北アメリカ時代を経て、連邦国家カナダの誕生、そして主権国家への発展というプロセスであろうし、法政的にはたとえば、「パリ条約」(1763年)、「国王宣言」(1763年)、「ケベック法」(1774年)、「憲法条例」(1791年)、「連合法」(1841年)、「英領北アメリカ法」(1867年)、そして「1982年憲法」となる。

第二は文化史的視座。カナダ史には三つの大きな「波」を見てとれる。その一つは原初的規範として17世紀におけるヨーロッパ文明の到来である。二つは、産業革命を経た19世紀以降に顕著となる技術文明の到来である。それは地理的・政治的版図の拡張であり、外界に対する人間支配の拡大でもあった。そして三つは、20世紀の半ば以降とくに目立つようになるが、カナダ的自我意識の台頭である。それは、いわゆる「カナディアン・アイデンティティ」の模索期にもあたる。

きわめて巨視的視点からとはいえ、そこに明らかなのは、カナダの歴史的「変容」のリズムが革命的でなく、概して進化的波長を帯びていることにある。言い換えれば、外圧と内圧に起因する突発的変異性は、過去・現在を問わずカナダに馴染まず、「変容」のスタイルは漸次的なのである。

ところで、こうした「漸次主義」にもとづいた国家的枠組形成と自我意識の萌芽に続くカナダの変容現象は何だろうか。その第一には、国家的シンボル体系の整備が挙げられる。たとえばそれは、イギリス人でなくカナダ人総督の登場(1952年)、カエデの葉をあしらった新国旗の採択(1965年)、国立芸術センターの新設(1969年)、国歌として「オーカナダ」の認定(1980年)、新国立美術館の開設(1988年)、等に代表されよう。カナダ人にとり、こうしたシンボル体系の充足は、通常のインフラストラクチャーの整備以上に、心理的には自信の表出

表 6. 出身地域別移民の比率(%)

地域 \ 年	1965年	1975年	1982年	1985年
ヨーロッパ	73	38.8	39.7	22.3
アフリカ	2.1	1.7	3.7	4.2
アジア	7.6	5.9	34.3	45.7
アメリカ・中米	10.4	11.5	16.2	21.1
南米	1.6	7.0	5.6	5.1
他	5.3	35.1	0.5	1.6

*Statistique Historiques du Canada* (Ottawa: Statistique Canada, 1983), A 385-406, A 407-416.  
*Annuaire du Canada 1988* (Ottawa: Approvisionnement et Services Canada, 1987), 2-33, 2-34.

であろうし、政治的には国家的成熟度の客観的尺度ともなろう。

第二は人間の変容である。それを民族的多様性容認への質的变化、といってもよい。連邦結成後まもない1871年、カナダの民族構成比はフランス系と英系だけで約92%であった。だが100年後の1971年には、それは73%へと減少する。<sup>25</sup> 民族構成比の変容ペースは70年代以降さらに加速化し、1981年の国勢調査で英・仏系は約67%にまで下がる。<sup>26</sup> たとえば表6は最近年の移民構造の変化を示したものだが、それによるとヨーロッパ系の減少、アジア系の増大が顕著である。

今日の民族的多様性は、こうして英系でも仏系でもない民族が、カナダ社会の担い手<sup>27</sup>として、質量ともに確実に拡大しつつある点にあらわれる。そして英系・仏系民族のかつての優位性は、問題を残しながらも連邦レベルでは英・仏両語の公用語法の施行(1970年)という言語的二元性の中に融解される。

第三として、国内政治舞台における変容の集中化も挙げられるだろう。それは1980年代半ば頃から、非常にはっきりと現出してくる。まず連邦政治レベルでは、1984年9月の総選挙で、通算約20年にわたる自由党政権に終止符がうたれ、進歩保守党のB. マルルーニー政権の登場をみた。これは通常の政権交替以上の意味をもっていた。一つには、カナダ史上はじめて、ケベック州出身のアイランド系保守党首相を

生んだこと。かつてケベック州からは三人の首相を出しているが、そのいずれも自由党からで、民族的にも仏系に限られていた。今一つは、ほぼ伝統的に自由党の地盤であるケベック州で、進歩保守党が連邦レベルでの大勝利を得たこと。たしかに、保守党がケベック州で本格的に安定するかは不確定要素もあるが、既存の現実とは異なる新しい動き、ひとつの変容、——これらを表象してきた点は否めない。

では、州政治レベルはどうだろうか。カナダの政治文化は強い地域主義を反映して形成されているゆえ、州の動向はカナダ政治を探る重要尺度となる。<sup>28</sup> 連邦に正比例するように、州政治の変動もまた著しい。時期的には連邦政権交替後の1980年代後半にそれが集中する。その変容ぶりを図表化したのが、表7である。

これらも単なる政権交替と違い、大きな意味をもっていた。一つには、かつて「主権・連合」を唱えていたケベック州のレベックと、豊かな天然資源を背景に連邦政府との確執を演じていたアルバータ州のローヒード、という“オタワ”から見れば二人の“かく乱”要人が相

表7. 州政権の変容 (1985年5月—1988年4月)

時期	州	新州首相	政党	前州首相	政党	政権交替
1985年 5月	オンタリオ	D. ピーターソン	自由党	F. ミラー	進歩保守党	有
1985年 11月	アルバータ	D. ゲティ	進歩保守党	P. ローヒード	進歩保守党	無
1985年 12月	ケベック	R. ブーラッサ	自由党	P. M. ジョンソン	ケベック党	有
1986年 4月	プリンス・エドワード島	J. ギーズ	自由党	J. リー	進歩保守党	有
1986年 8月	ブリティッシュ・コロンビア	W. ヴァンダー・ザーム	社会信用党	B. ベネット	社会信用党	無
1987年 10月	ニュー・ブランズウィック	F. マッキーナ	自由党	R. ハットフィールド	進歩保守党	有
1988年 4月	マニトバ	G. フィルモン	進歩保守党	H. ポーリー	新民主党	有

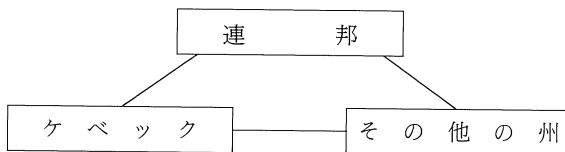
次いで去ったこと、二つには、オンタリオとニュー・ブランズウィック州政界に長期間座を占めていた不変要因としての「州の顔」W.デーヴィスとR. ハットフィールドも政治舞台から消えたこと、そして三つ目は、前者とも重複するが、カナダの中枢部分のオンタリオ州で42年ぶりに進歩保守党が敗退し、自由党が登場したこと——こうした状況は、州レベルでも、明らかにひとつの時代が終わったことを告げている。

いずれにせよ、カナダにおける連邦・州関係政治学は、いわば“新機能主義”として収斂し、その政治ゲームはかつての「対決型」から「協調型」へと変容しはじめた、といえる。

## B. ネオ・リアリズムとして見た「変容」の評価

こうしたカナダの「変容」現象につき、解釈はもちろん一様でない。大きくは非観的見方と楽観的なそれとの二評価にわかれよう。しかしカナダ社会が今、民族的にも文化的にもかつてないほど多様性の渦中にある、という点では誰しも異論はない。ここではそうしたことを前提として既述の三側面、すなわち「ミーチ湖憲法協定」、<sup>NDP</sup>「NDP現象」、および加・米自由貿易協定（FTA）のもたらす意味等をとらえ直してみたい。

まず第一に「憲法協定」だが、既述のようにその内容は連邦国家の主体性を揺るがすほど、明白に分権的遠心性を内在させている。たしかにケベック州を「1982年憲法」に仲間入れさせたことは評価できよう。しかしカナダにおける政治ゲームの基本構図は、次の三つどもえの図式にある点をあらためて明証することになった。



そして1984年のマルルーニー政権登場以降、「憲法協定」合意に至る連邦・州関係の政治調整は、かつてないほど州益の優位性を柱として展開された。つまり、これは今日のカナダが実態として「<sup>ネーション</sup>国民・<sup>ステート</sup>国家」ではなく、むしろ「<sup>プロビンス</sup>州・<sup>ステート</sup>国家」へと変質しつつあることを暗示している。



さらに、この「憲法協定」に内在する州権主義志向は、短期的にはたしかに連邦・州関係の緊張緩和に貢献しよう。しかし長期的に見た場合、それはカナダ版バルカニゼーションの増幅に連なる要素をもちうる。極論すれば、その思想は「州あって国家なし」、となりかねない統治原理である。1867年に発足したカナダ版コンフェデレーションは、こうして20世紀末に至り「州・国家」的体質をより顕在化させることにより、もうひとつのコンフェデレーションを生み出そうとしている。それを「ネオ・コンフェデレーション」という。

第二に、“NDP現象”は一時期、あたかも既存の二大政党制への挑戦という勢いを示し、また、NDPの側でも興味ある戦略的事象をも呈していた。しかも進歩保守党と自由党のもたつきの間隙をぬい、NDP支持がこれほど上昇したのは前例を見なかった。

だがこの現象は、カナダの政党力学における地殻的変容とは次元を異にする。NDPの台頭は、本質的には、既成政党の平板さに対する「さざ波要因」の域にとどまるからである。支持基盤の地域的偏り、政策的非現実性、相対的にイデオロギー性の強い点、……等、これらはNDPをしてカナダ政治全体の「変容パワー」となるには、まだ距離の遠いことを教えている。第三政党がカナダでは存在理由をもちうるのは、歴史的・社会的に首肯できる。しかしこの“NDP現象”は、「憲法協定」やFTAに見るほど、現代カナダにおける構造的変容を提示しているとは言い難い。

最後にFTAだが、これはカナダにとり大きな歴史的挑戦の意味さえもつ。それが単に、「パンとバター」にかかわる経済連合だからでない。カナダの北米大陸主義への移行を決定づけているからである。カナダにとって南北間（加・米）にみるタテの「経済」関係は、国内の東西間にみるヨコの連邦「政治」関係よりも、物理的吸引力を持つ場合がある。カナダが「南」になびくのも、実はこの「経済」を基としたより現実主義的論理によるところが大である。そしてこうした加・米関係の特殊性は、次の有名な言葉を生み出すことにもなる。

「地理はわれわれを友人とした。歴史はわれわれをパートナーとした。そして必要は（傍点筆者）われわれを同盟者とした。」<sup>30</sup>

この公理にもとづけば、FTAはまさに「必要」の所産となろう。

一方、F.R.スコットが言うように、「仏系カナダの残存」とともに、アメリカに吸収されなかった「カナダ自身の残存」は、カナダ史の奇跡ですらあった。<sup>31</sup>つまりカナダの歴史的特異性の一つは、本来、加米併合性への否定的対応、という側面を持っていた。ところがFTAは、

経済原理にもとづくとはいえ、強度の北米大陸主義への傾斜であり、これは、既存のカナダ史形成要因と少なくとも表面的には異なる。

もちろん FTA において、カナダ自身の主体性は保持され、「経済統合」が即「政治統合」に結びつくわけでない。カナダ側が、いわゆる文化産業等の扱いに神経過敏となるのも、その辺の理由による。だがやはり、客観的にはアメリカの強大な経済力の影に隠れたカナダの「存在感の薄さ」、またその主体性の「曖昧さ」、という素朴な印象はまぬがれないだろう。

いずれにせよ、この北米大陸主義の展開は、今後の歴史にきわめて興味ある事象を提供している点には変わりない。アメリカとの併合志向に対する否定的パターン、というカナダ史の「深層」部分が、今後どこまで歴史的有効性を保ちうるか、との問題を内在させているからである。

### Ⅲ. カナダ政治文化の背後にあるもの

#### A. 「不変」の機軸

しかしカナダは何もかも「変容」したわけでない。その背後には、「不変の機軸」も実は存在する。そこで、ここではカナダのいわば原初的問題点を大別して次の二種の側面に見たい。

第一は、歴史に遍在してきたという意味で、それを古典的な不変の機軸ととらえたい。その中味はさらに三つに分けられる。一つは「英系と仏系」との民族的関係、二つは「連邦と州」との主権をめぐる確執、そして三つは国運を左右しかねない「カナダとアメリカ」との特殊な関係、とである。<sup>32</sup>

まず「英系・仏系」関係は、いわゆるケベック問題に代表されるが、今日、仏系の要求をほぼ充足したことにより、かつてほどの両者の民族的緊張関係は、少なくとも構造的には衰退した。<sup>33</sup>とはいえカナダ政治に占める「フランス的事実」の重みにはいささかの変化もない。「憲法協定」の中で、ケベックが「特異な社会」と認定され、仏系の集中するケベックに対して「特別の地位」が付与されたのは、何よりもそのことを物語る。この「憲法協定」は、表層的にはケベックの主張を受け入れ、さらに英語系と仏語系という言語的二元性をもカナダの規範としている。そしてより深層的には、それはカナダ社会にひそむ基幹的側面、すなわち「英系・仏系問題」という不変的機軸の表現に他

ならない。

また「憲法協定」に顕著のように、最近年のカナダ政治はバルカニゼーションの様相を濃くし、より明確な州権主義へと変容しつつある。だがこの統治形態の位相といえども、それは実は、「連邦・州関係」という枠内で行なわれる政治ゲーム、という点に注目したい。たしかに連邦と州は、利害の異質性をもつ部分もあるゆえ「対立」と「競合」を繰り返す。緊張関係も常在する。そしてカナダの政治力学的重心も、「州」へと傾斜させる変化を生む。にもかかわらずその政治的葛藤は、本性的に連邦制というシステム自体の崩壊にまで至っていない。カナダにおける「連邦・州関係」政治学というパターン自体は、確執度の差こそあれ、不変の機軸を構成しているのである。

そしてFTAだが、これは政策的にはカナダの国家的残存に対する一つの「指針」であり、方向的に加・米間にわだかまっていた曖昧性に対し、北米大陸主義の明示という「解答」でもあった。しかし翻って考えてみると、カナダに及ぼすアメリカの影響力は、何もFTAに限らない。独立戦争や1812年戦争等に見るまでもなく、歴史的にそのインパクトは測りしれないほど大きい。つまりカナダの命運には、好むと好まざるとにかかわらず、アメリカの存在がドシリとのしかかっているのである。FTAは、現象的には二国間に登場した経済連合の形態、という側面をもっている。しかしより本質的には、それはカナダ史につきまとう「対米関係の特殊性」という枠組内にとどまるものであり、この機軸自体にはいささかも変化がない。

さて大きな第二として、不変の機軸をカナダ政治行動のなかにも見ることができる。それをさらに次の二つに眺めてみたい。一つは「政治的エリート主義」の先行原理である。<sup>34</sup> 例えば「憲法協定」の成立過程を見ても、そこには必ずしも民意が十分反映されているとは限らない。それは官僚を含めた政治エリートによる高度の“政治作品”という色彩がきわめて濃い。成程、議会での公聴会や各種の討議の機会があったものの、基本的にはこの“政治作品”追認のためのセレモニーという域を出ていない。この終始エリート主導型の政治パターンは、FTAについてもしかりである。

つまりカナダ政治文化の一大特徴として、民意の積み重ねによって統治規範ができあがるというよりも、むしろ政治エリートがまず優先して“政治作品”を演えき的に「創作」し、国民はその完成品をあとで「判定」する、という「擬似的政治参加」<sup>35</sup>のパターンが常在している。この政治行動パターンは、「1982年憲法」についても言え、まして

や1867年の「英領北アメリカ法」はその典型であった。

いま一つは、連邦と州の両レベルにおける「与党の循環」傾向である。カナダ人の投票行動は、たとえば連邦与党が交替すると、のちに行なわれる州レベルの選挙では、連邦の政権党と異なる政党が勝利を得るという傾向を帯びる。連邦と州とは往々にして政党レベルで、競合図を構成するのである。ちなみにオタワで進歩保守党政権発足当時(1984年9月)、自由党は州レベルで与党政権ゼロであったのに対し、4年後の1988年8月迄には4州で政権政党をもつに至る(前述表7参照)。

もっともこうしたパターンを、一般に称されるほど権力の集中化回避のための政治的バランス感覚、とばかり賛美できない。カナダ政治には国益・州益の不一致も多く、それが真の国家統一を阻む要因ともなっているからである。

ただ連邦・州の両レベルにおける「与党差」というパターンは、ゆるやかだが不変の機軸として、今後もカナダ政治に存続するだろう。

## B. 結びにかえて

ネオ・リアリズムのなかのカナダとは、この国が今、新しい現実のなかで変容しつつある状況をさした。その現象は、一つには「憲法協定」にみたように、国家的主体性にかかわる法政的構造変化にある。その指向性は、主権の分化という点に要約されよう。

もう一つは、FTAにみたように、経済的北米大陸主義への明白な移行である。それを北米の擬似経済統合化、と大筋でとらえられる。カナダ外交の視座からは、それを「第四の選択」と称してもよい。だがこうした文脈における経済主義の過剰は、将来、カナダの主体性をどこまで本格的に維持できうるか、という心理的葛藤も生じさせている。

さらに政治的ダイナミズムの側面では、社会民主主義を標榜する第三政党のNDPが、かつてないほどの隆盛を見た。カナダ政党版図のパターンは、二大政党制から三大政党制へと構造変容か、とさえ思われた。だがこれは、二つの選挙間に生じた、大きかったが一時的「さざ波」現象であった。それでも余韻として、NDPの地盤拡大傾向を暗示したのは否めないであろう。

その一方、過去・現代を問わず、仏系・英系(あるいはケベック・オタワ)関係、連邦・州関係、および加・米関係という三つの側面は、歴史に内在するカナダ問題の「不変的機軸」を深いレベルで形成して

いる。「憲法協定」も FTA もつきつめてゆくと、実はこうした機軸への帰納に至るし、また、この原理からの演えきでさえあった。いずれにせよ、1980年代末のカナダが、リアリズムの塗り替え作業の渦中にあるのは確かである。カナダは国としての「位相変容」を一方で明示しつつも、その歴史に培われた内在的機軸はやはり不変、と言ってよい。なぜならば、カナダはいつでもカナダ、だからである。

### Notes

- 1 Rémillard, G., "A quelles conditions le Québec peut-il signer la Loi constitutionnelle de 1982?" (Montréal: Le Devoir, le 26, 27, et 28, février, 1985).
- 2 「憲法協定」のなかの「動議」。
- 3 *The 1987 Constitutional Accord* (Ottawa: Senate & House of Commons, 1987), Issue No. 17, pp. 31-53.  
 "Le Québec et le Lac Meech" dans un dossier du *Devoir* (Montréal: Guérin Littérature, 1987), pp. 69-71, pp. 79-80, pp. 88-89, pp. 100-101, pp. 128-129.  
 Schwartz, B., *Fathoming Meech Lake* (Winnipeg: Legal Research Institute of the University of Manitoba, 1987), pp. 15-37.  
 Hogg, P. W., *Meech Lake Constitutional Accord Annotated* (Toronto: Carswell, 1988), pp. 13-14.
- 4 「憲法協定」が発効するためには、1990年6月までに連邦政府の上下両院および全州議会の承認を必要とする。すでにケベック、サスカチュワン、連邦下院、アルバータ、プリンス・エドワード島の順(1988年5月末)で可決され、全体的には承認方向にある。しかしニュー・ブランズウィック、マニトバの両州が異を唱えており、最終的決着までにはまだ試行錯誤を要しよう。
- 5 社会信用党は州レベルでは B. C.州において 1975 年以来、政権を担当している。
- 6 Whitehorn, A., "The CCF-NDP: Fifty Years After," H. G. Thorburn (ed.), *Party Politics in Canada* (Scarborough: Prentice-Hall, 1985), pp. 192-204.
- 7 その原因には進歩保守党政権誕生後、相次ぐ閣僚の不祥事、不馴れな政策運営、マルルーニー自身の不人気、自由党側では党首ターナーのリーダーシップ問題、党内の不協和音、等があげられよう。これらが結果的には NDP 支持へと傾く。
- 8 Graveline, P., "Le NDP: la force politique montante" (Montréal: Le Devoir, le 12 novembre, 1987).
- 9 Jackson R. J., Jackson, D., Baxter-Moore, N., *Politics in Canada* (Scarborough: Prentice-Hall, 1986), pp. 443-444.
- 10 Brodie, J., "From Waffle to Grits: A Decade in the Life of the New Democratic Party," H. G. Thorburn (ed.), op. cit., pp. 205-217.
- 11 Whitehorn, A., "The New Democratic Party in Convention", G. Perlin (ed.),

ネオ・リアリズムのなかのカナダ

- Party Democracy in Canada* (Scarborough: Prentice-Hall, 1986), pp. 279-281.
- 12 *ibid.*, pp. 289-291.  
 NDP, *Resolutions Passed by the 12th Federal NDP Convention* (Regina, June 30-July 3, 1983).
- 13 Lamb, J. M., “NDP’s defence policy politically unrealistic,” *The Globe and Mail* (Toronto: The Globe and Mail, November 6, 1987).
- 14 興味あるのはカナダの政治諷刺漫画家が、最近年、好んで加・米自由貿易を題材としている点である。たとえば巨象（アメリカ）に踏みつぶされ、ペチャンコになったビーバー（カナダ）を描き、また北米統合の結果、国としてカナダの消滅（死亡）図を描いたりする。その諷刺の精神は、カナダを自虐的に皮肉る「笑いの質」の高さにある。
- 15 ここでの原典は *Free Trade Agreement between Canada and the U. S.* (Ottawa: External Affairs Canada) で、付帯書簡にふくめて 8 部 21 章 315 ページから成る。
- 16 Bromke, A., Nossal, K. R., “A Turning Point in U. S.-Canada Relations,” *Foreign Relations* (New York: Council on Foreign Relations, Vol. 66, No. 1, Fall, 1987), pp. 150-169.
- 17 Dasko, D., “Canadian Public Opinion: Sources of Support and Dissent,” D. Cameron (ed.), *The Free Trade Papers* (Toronto: James Dorimer, 1986), p. 32.
- 18 その好例は La Pierre, L. (Assembled), *If You Love This Country: Facts and Feelings on Free Trade* (Toronto: McClelland and Stewart, 1987) であろう。
- 19 加・米両首脳による FTA 署名後の 1988 年 1 月第 3 週に行なったアンガス・リード社の世論調査結果は、賛成 45%, 反対 41% である (The Ottawa: Citizen, February 2, 1988)。もとより FTA をめぐる世論調査は、時期・調査媒体により差が生じるが、最近、総体的には賛成派が多い。
- 20 FTA に対する州（地域）別賛否状況は次の通りである (Toronto: The Globe & Mail, October 28, 1987)。  
 なお州政府レベルでは、オンタリオとマニトバが FTA に批判的である。

(%)

州(地域)	賛成	反対	未定
大西洋沿海諸州	43	36	22
ケベック	51	32	17
ケンタリオ	42	38	20
西部諸州	57	32	12

(グローブ・エンヴィロニクス社, 実施1987年10月1日-18日, サンプル2014名)

- 21 *Competitiveness and Security : Directions for Canada's International Relations* (Ottawa : Secretary of State for External Affairs, 1985), pp. 30-33.  
*Report of the Royal Commission on the Economic Union and Development Prospects for Canada* (Ottawa : Ministry of Supply and Services, 1985), vol. 1, pp. 299-385.
- 22 *The Canada-U. S. Free Trade Agreement* (Ottawa : Secretary of State for External Affairs, 1988), p. 1.
- 23 "Canada-U. S. Relations : Options for the Future," *International Perspectives* (Ottawa : Secretary of State for External Affairs, 1972), Special Issue.
- 24 Soldatos, P., "Canada's Foreign Policy in Search of a Fourth Option : Continuity and Change in Orientation Towards the United States," A. T. Riggs, T. Velk (eds.), *Canadian-American Free Trade : Historical, Political and Economic Dimensions* (Halifax : the Institute for Research on Public Policy, 1987), pp. 45-50.
- 25 *Statistiques Historiques du Canada* (Ottawa : Statistique Canada, 1983), A 110-153, A 154-184.
- 26 *Canada Year Book 1985* (Ottawa : Supply and Services Canada, 1985), pp. 59-60.
- 27 たとえば元カナダ総督のシュライヤーや元連邦首相のディーフェンベーカーなどがそれにあたる。1985年にはジャマイカ系黒人のアレギザンダーが、カナダ史上はじめて副総督（オンタリオ州）に就く。
- 28 Dyck, R., *Provincial Politics in Canada* (Scarborough : Prentice-Hall, 1986), pp. 1-26.
- 29 Careless, J. M. S., "Dominion Day, 2084," P. W. Bennett, C. J. Jaenen, (eds.), *Emerging Identities* (Scarborough : Prentice-Hall, 1986), pp. 552-553.
- 30 これはカナダ議会におけるケネディ・アメリカ大統領の演説である（1961年5月17日）。Swanson, R. F. (ed.), *Canadian-American Summit Diplomacy, 1923-1973* (Toronto : McClelland and Stewart, 1975), P. 201.
- 31 Scott, F. R., "Canada et Canada français," *Essays on the Constitution* (Toronto : University of Toronto Press, 1977), p. 280.
- 32 Smiley, D. V., *The Federal Condition in Canada* (Toronto : McGraw-Hill Ryerson, 1987), p. 177.
- 33 Whitaker, R., "The Quebec Cauldron," Whittington and Williams (eds.), *Canadian Politics in the 1980s* (Toronto : Methuen, 1984), p. 52.
- 34 Lands, R. G., *The Canadian Policy* (Scarborough : Prentice-Hall, 1987), pp. 219-221.
- 35 Presthus, R., *Elite Accommodation in Canadian Politics* (Toronto : Macmillan, 1983), p. 38.

